

医療法人における
透明性の確保等について

医療法人の事業展開等に関する検討会における論点の追加について

○ 医療法人の事業展開等に関する検討会における論点に以下の事項を追加してはどうか。

1 医療法人の透明性の確保について

- ① 経営規模の大きい医療法人の運営に係る透明化について
- ② 医療法人とMS法人との関係の透明化について

2 医療法人制度におけるガバナンスの強化について

1 医療法人の透明性の確保について

- 「これからの医業経営の在り方に関する検討会 最終報告書」（平成15年3月26日）において、『医療法人において、「非営利性」の確保を大前提に「効率性」、「透明性」、「安定性」といった諸要素を高めるよう努めることにより、これらの要素が好影響を及ぼし合い、連続的な「正（プラス）の循環」を生み出し、変革期における医療の担い手としての医療法人の活力の増進につながるものと期待される。』とされたところである。
- またこれを受けて、「医業経営の非営利性等に関する検討会報告」（平成17年7月22日）では、「医療法人制度改革は医療法の改正だけにとどまるものではない。制度創設以来 50年以上経過した医療法人のあり方に関しては、医療法、医療法施行令、医療法施行規則のほか、これに関する通知・解釈等で規定されているものである。厚生労働省においては、透明性の高い医業経営を各医療法人が遂行できるようにするため、医療法人制度について、継続してそのあり方を見直すべきである。」とされている。
- これらを踏まえると、医療法人の運営の透明化は医療法人制度において重要な要素であり、国民の指摘等を聞きつつ、継続してそのあり方を見直していく必要がある。

医療法人に求められるもの

非営利性の確保

- 剰余金の配当の禁止
残余財産の帰属先の限定 等

公益性の確保

- 社会医療法人制度の創設
特定医療法人制度の運用 等

効率性の向上

- 理事長要件の緩和 等

透明性の確保

- 事業報告書の公表 等

安定した医療経営の実現

① 経営規模の大きい医療法人の運営に係る透明化について

- 医療法人は、個人の医師が診療所等を開設した後、地域の住民の医療需要に応じて医療を提供していく中で、病院の開設、増床など徐々にその規模を大きくしていくとともに、運営形態も個人から法人へと変化するなどの経緯を経てきた。
- またその後も、救急医療や高齢者医療など医療に係る需要がさらに高まる中で、医療法人の運営規模も拡大し、毎年、収益が数百億円を越すような大規模な医療法人も出てきたところである。
- その一方で、現在の医療法は、経営の規模を斟酌することなく、小規模な医療法人も大規模な医療法人も基本的には同一の規制を設けていることもあり、国民からは、特に大規模な医療法人について経営の透明性の確保が不十分ではないかと指摘する声もあるところである。
- また、学校法人では1,000万円以上の助成を受けている法人については公認会計士等による監査が義務化されていることなども考慮すると、医療法人制度においても、社会的責任も考慮し、一定規模以上の医療法人を対象に公認会計士等による監査を義務化するなど、経営の透明化を進めることを検討してはどうか。

- ・ 収益200億円以上300億円未満の規模の法人の例 500床程度病院×3 200床程度病院×2 100床程度老健
- ・ 収益300億円以上の規模の法人の例 900床程度病院 600床程度病院 400床程度病院 等

行政機関以外の者による財務に係る監査の比較

	医療法人	社会医療法人	社会福祉法人	一般社団法人・ 一般財団法人	公益社団法人・ 公益財団法人	学校法人	株式会社
根拠	通知	法律	通知	法律	法律	法律	法律
対象規模	病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の場合 ⇒外部監査が行われることが望ましい。 ※特に負債額100億円以上の法人は、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましい。	社会医療法人債を発行する場合 ⇒財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出し、監査報告書の届出が必要。	資産額100億円以上又は負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人 ⇒2年に1回の外部監査が望ましい。 その他の法人 ⇒5年に1回の外部監査が望ましい。	負債額200億円以上 ⇒ <u>会計監査人の設置が必要</u>	収益、費用損失1000億円以上若しくは負債額50億円以上 ⇒ <u>会計監査人の設置が必要</u>	1,000万円以上の助成を受けている場合 ⇒ <u>公認会計士又は監査法人の監査報告書が必要</u> 。	資本金5億円以上又は負債額200億円以上 ⇒ <u>会計監査人の設置が必要</u>
実施者の要件	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人 ・税理士 ・会計の知識を有する者 ・社会福祉事業の学識経験者	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人
対象範囲	規定なし	・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書	財産状況等 (・財務諸表(財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書) ・会計管理体制 ・法人の組織運営、事業等)	・計算書類(貸借対照表、損益計算書) ・その附属明細書 ・財産目録 ・キャッシュフロー計算書	・計算書類(貸借対照表、損益計算書) ・その附属明細書 ・財産目録 ・キャッシュフロー計算書	・貸借対照表 ・収支計算書 ・その他の財務計算に関する書類	・計算書類(貸借対照表、損益計算書) ・附属明細書 ・臨時計算書類 ・連結計算書類

② 医療法人とMS法人との関係の透明化について

- MS法人は、医療法人の業務が限定されている中、その経営の効率化を支えるため、医療法人と密接な関係をもって、医薬品や医療機器など医療機関で使用される物品の共同購入や、不動産の管理、シーツ等のクリーニング、病院内の売店の管理など様々な業務が行われている。

※ なお、医療法人とMS法人との取引について市場価格等から見て妥当な価格を超えた取引が行われていた場合には、医療法第54条に定める剰余金の配当の禁止に当たるものとして、当該取引を行った医療法人に対して指導監督がなされる仕組みとなっているところである。

- 個々の医療法人と密接な関係を有するMS法人としてどのようなものがあるか、どのような取引を行っているかなどが明確ではないことなどもあり、MS法人との関係について透明化が必要であると指摘する声もある。
- ところで、医療法人会計基準においては、関連当事者の範囲や取引の範囲を定めた上で、社会医療法人については関連当事者としてMS会社についても財務諸表に注記されることとなっている。
- そこで、医療法人とMS法人との関係の透明化を図るため、社会的責任も考慮し、社会医療法人に限らず、一定規模以上の医療法人についても関連当事者に係る注記を記載すべき対象とするなどについて検討すべきではないか。

医療法人会計基準における関係法人との取引の記載について

- 医療法人会計基準に関する検討報告書（平成26年2月26日 四病院団体協議会 会計基準策定小委員会）

2 医療法人会計基準

(2) 医療法人会計基準

第4 注記表

3 注記表の省略

(前略)

次の項目は、社会医療法人を除き、注記表として記載することを省略することができる。

- 一 キャッシュ・フローの状況に関する注記
- 二 関連当事者に関する注記

(3) 医療法人会計基準注解

<注20> 関連当事者との取引の記載範囲について

① 関連当事者の範囲について

関連当事者とは、次に掲げる者をいう。

- イ 関係法人（当該医療法人の役員職員等が他の法人の意思決定機関の過半数を構成する場合の他の法人、他の法人の役員職員等が当該医療法人の意思決定機関の過半数を構成する場合の他の法人、当該医療法人と他の法人のいずれか一方が他方の資金調達額の過半の融資（債務保証を含む。）を行っている場合の他の法人又は当該医療法人と他の法人のいずれか一方が他方の意思決定に関する重要な契約を有する場合の他の法人を言う。以下同じ。）
- 当該医療法人と同一の関係法人をもつ法人
- ハ 当該医療法人の役員及びその近親者（配偶者及び二親等内の親族を言う。以下同じ。）
- ニ 当該医療法人の役員及びその近親者が支配している法人

② 注記する取引の範囲について

関連当事者が法人の場合には、以下のとおりとする。

- イ 事業収益に係る取引は、本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の合計額の10%超の取引
- 事業費用に係る取引は、本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の合計額の10%超の取引
- ハ 事業外収益又は事業外費用に係る取引は、それぞれの合計額の10%超の取引
- ニ 特別利益又は特別損失に係る取引は、1,000万円超の取引
- ホ 資産又は負債については、総資産の1%超の残高

- ハ 資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、取引発生総額が総資産の1%超の取引
 - ト 事業の譲受又は譲渡の場合には、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が 総資産の1%超の取引
- 関連当事者が個人の場合には、損益計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、年間1,000万円超の取引とする。

3 個別論点と実務上の対応

(9) 関連当事者に関する注記

法人の運営に当たり、当該法人と密接に関係する者との取引は、他の者との取引と異なる取引条件等により、財務諸表の数値に影響を与えて財務諸表の利用者の判断を誤らせるおそれがある。このため、補足情報として、当該者の範囲を明確にするとともに、取引内容について注記することが適当とされている。この関連当事者との取引の注記については、他の民間非営利法人である学校法人会計、公益法人会計、社会福祉法人会計でも導入されており、医療法人においても重要な情報であると考えられる。ただし、他の会計情報と異なり、日常的な会計処理の集積によって得られるものではなく、関連当事者となるか否かの確認と取引情報の集積には特段の事務手数が生じるものであり、事務作業の困難性を考慮してより公益性の高い類型である社会医療法人に限定して注記表の一項目としたものである。(後略)

6 本報告を前提とした計算書類のイメージ

注記表

《参考》

6. 関連当事者に関する注記

(1) 法人である関連当事者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の 内容	議決権 の所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が支配している法人	(株)A	XX県 〇〇市	632,850	医薬品の卸	0%	医薬品 の購入	医薬品 の購入	1,518,844	買掛金	126,570

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) A社からの医薬品の購入に関する取引価格は市場実勢を勘案して決定し、支払条件は翌月末現金払いであります。

(前略)

○足立委員 では、ちょっと局長にお聞きしたいんですが、これは大臣でもいいんですが、今あったMS法人の役員報酬等、これは何か規範、規律はあるんでしょうか。

○原政府参考人 お答えいたします。

医療法やその関係通知には、いわゆるMS法人の役員報酬に関する規定はございません。

ただ、先ほどからお話ししていますが、医療法人が当該MS法人に対して、例えば、取引価格が一般的な価格よりも非常に高額な形で取引をしているとか、あるいはそういうことになると、配当ではないけれども事実上の利益分配ということになりますので、この場合には五十四条に違反するとして、必要な改善措置をとるよう指導することになっております。

(中略)

○足立委員 余り監督をされていないと思うんですが。今あったように、医療法人を取り巻く会社についての規範は多分ないんです、ないでしょう。

だからこそ、また徳洲会に戻って申しわけないが、今般ああいうことに至って、彼らは何をしたかということ、関連会社の社長に親族を張りつけてやったわけでしょう。徳洲会だからマスコミがチェックしていますけれども、日本じゅうの医療界の現実について、いや、私は、大臣、私も周りの医療界の方を見たら立派な方ばかりです。

そうだけれども、システムとして、要は、性善説で考えてもいいですが、今の仕組みに、要すれば医療法人が非営利だということに安住をし、ところが、一方で、経営技術はどんどん上がっているわけです、先ほどあったように。それは、会社の経営技術が上がっているからなんですよ。流動化手法も発達をして、それを担うさまざまな支援サービスもふえています。それを医療機関に売り込みに来る人もたくさんいます。

だから、私は、この問題、すなわち、医療法人が非営利であるということに安住をするのではなくて、先般から申しあげている会計基準しかりです。会計基準をつくったらいいいということではなくて、その周りにある会社についても、共同事業性があるようなグループについてはしっかりと管理をする。もしそれを管理しないんだったら、あほなことだと思われるかもしれませんが、究極的には、医療法人が外に発注するものは全部一般競争入札ですよ。そうでしょう、局長。

だから、私は、現在の厚生省の医療経営の管理はなっていない、改善の必要があると指摘しているんですが、どうですか。

(中略)

○原政府参考人 現在、医療法人についての検討会をやっております。その中で、先生からの御指摘については一度検討していただくように考えていきたいと思っております。

○足立委員 私の周りにも、医療界の方もいらっしゃいますが、介護とか福祉の関係の方もいらっしゃいます。

これは出自が違うんですよ、釈迦に説法ですけれども。何度も申し上げていますが、医療はもともと民間産業なんです。介護とか福祉はもともと措置でやっていた公的な世界、そこをいかに効率化するかということで保険制度を導入し、社会化をしてきたという流れがあるわけでしょう。全く違う世界です。現時点だけを見ると介護保険と医療保険は同じ体裁をとっていますが、出自が違うんです。だから、私は徹底的に医療の議論をしているんです。

局長おっしゃったように、会計基準の検討は進んでいるということですが、私が会計基準の議論を持ち出している理由はこういう理由なんです。結局、税金と保険料で、今、日本は大変な事態に直面しようとしている。そういう中で、医療制度、医療サービスの効率的な、かつ、質の高いサービスを提供するための政策を厚生省は一生懸命やっている。それは理解をしています。その各論についても本当は議論しようと思って、きょうもあるわけですが。

でも、実は根本のところ、きょう申し上げたような、正当な経営力の差で生まれている収益は、厚生省が、非営利法人ということのテーゼというか、非営利だということに安住した結果、医療界、医療という世界は、きょう私が申し上げたような世界に今なっていますね。その収益が、大臣もおっしゃった、局長もおっしゃったように、例えば困難な離島の医療とかに投資をされたり、あるいは慈善事業に投資をされたり、そういうことであればいいですよ。でも、氷山の一角だと思うが、徳洲会という極めて経営力のある医療グループはこういうことになっているわけです。

検討すべきことがあるかないか、局長。きょう私が指摘したことは、おおむね、おおむねですよ、細かいことはいいですよ。きょう私が指摘したことを、ちょっと大臣、待ってください。局長、大体理解できましたね。

○原政府参考人 (前略) きょう御指摘のこと、例えば、普通の医療法人が普通に薬を買う、いろいろな物品を買う。それは、普通の会社から買う場合もあれば、例えば、それがグループのMS法人という形で、そういう株式会社から買う。そうすると、そこに利益が当然たまってくる。そういうような仕組みがあるということは十分理解しておりますし、それをどのような形で規制していくか、そこはいろいろな検討課題があるかと思っておりますので、十分理解させていただきました。

○田村国務大臣 (前略) 要は、適正な価格で商取引を行えば、それでも利益が出る場合は当然ありますよね、他の企業でもそれを売って利益を上げているわけですから。だから、そのときに、正当な商行為で何ら問題がない場合に関して、この医療法人会計の中において、それが悪いわけではないわけでありませう。

ただ、そこで、何らかの不当な値段で物が売られる、そこで利益が蓄積する、そういうことがやはり防げるように、どうそれをしていくかというのは一つの大きな課題であろうというふうに思いますので、その点に関しては今議論をいただいておりますから、局長もまた課題として上げるという話でございますので、しっかりと御議論をいただいて、防げるような方策をお考えいただくようにしていきたいと思います。

2 医療法人制度におけるガバナンスの強化について

- 前回の「医療経営の非営利性等に関する検討会」においては、平行して行われていた「公益法人制度改革に関する有識者会議」における議論を踏まえつつ、医療法人制度のあり方について議論が行われていたところである。
- また、「医療経営の非営利性等に関する検討会報告」（平成17年7月22日）においても、当時、公益法人制度改革における検討が行われていたのは、「機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、株主が求める高い収益率を追求するなど採算性が厳しく求められる民間営利部門では、国民が求める医療サービスをはじめとした社会のニーズに十分に対応できないため、個人や法人の自由で自発的な民間非営利部門による公益的活動が果たす役割とその発展を図ることが極めて重要であるからである。」とするとともに、「我が国の社会システムの変化に対する政府の公益法人制度の抜本的な改革を概観すると、その方向性については、民間非営利部門の医療法人に期待される役割と軌を一にしている」と示しているところである。
- さらに、同報告書において、医療法人制度におけるガバナンスにつき、「医療法人については、設立者の意思を尊重しつつ、その自律的な運営を確保するために必要な規律を定めることが重要」と示しているところである。
- これらの認識を踏まえつつ、「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」やこれを受けて整備された「一般社団法人・一般財団法人に関する法律」の規定と、医療法の規定を比べると、医療法人制度においてガバナンスはしっかりと整備されているとはなかなか言いにくい状況にある。
- したがって、「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」等を踏まえつつ、医療法人制度のガバナンスの強化について検討すべきではないか。

2. 一般的な非営利法人制度

(3) 社団形態の非営利法人制度

③ 社団形態の非営利法人の規律の概要

ウ ガバナンス

法人の機関として、社員総会、理事を必置とするほか、定款の定めにより監事の設置を可能とし、主として以下のような規律を設ける。

(ア) 社員総会

社団法人は、社員を基礎とする団体であるから、社員の集合である社員総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議できることとする。ただし、個々の法人の判断により、定款で、社員総会の権限を限定し、法人の合理的な運営を委ねる機関として、株式会社の取締役会と同様の権限を有する理事会を設けることも可能とする。

(イ) 理事

理事は、法人の業務の決定及び執行を行う。その選解任は、社員総会の決議による。理事は、各自法人を代表するが、理事が複数いるときは、代表理事を定めることも可能とする。

また、民法は理事の法人又は第三者に対する責任を明定していないが、法人運営の適正を確保するため、理事の法人又は第三者に対する責任規定を設けることとする。

さらに、他の理事によって理事の法人に対する責任が不問に付され、法人の利益が害されることを防ぐため、株式会社制度と同様の社員による代表訴訟制度を新たに設けることとする。

ただし、理事による法人運営が萎縮したり、理事の人材の確保が困難になることを防止する観点から、理事の法人に対する責任制限に関する規定を設ける方向で検討する必要がある。その際、報酬の有無や常勤・非常勤の別に配慮するものとする。

また、濫訴防止の観点から、代表訴訟の制限に関する規定についても、株式会社制度と同様の検討を行う必要がある。

(ウ) 監事

監事は、法人の業務（会計に関する事項を含む）を監査するものとし、監査の実効性を確保するための権限を法定する。また、監事の選解任、法人及び第三者に対する責任、社員による代表訴訟、監事の法人に対する責任の制限等について、理事の場合と同様の規律を置く。

(4) 財団形態の非営利法人

② 財団形態の非営利法人の規律の概要

イ ガバナンス

法人の機関として、評議員会、理事会、代表理事及び監事を必置とし、主として以下のような規律を設ける。

(ア) 評議員及び評議員会

評議員会は、3人以上の評議員により構成され、理事の解任、監事の選解任、計算書類の承認など法律で定める事項に限り、決議を行う機関とする。また、評議員の選解任は、評議員会の決議によるものとする。

(イ) 理事及び理事会

理事会は、3人以上の理事により構成され、法人の業務執行の意思決定を行うものとする。また、理事会の決議によって代表理事を選任することとし、法人の業務の執行は、①代表理事、②理事会の決議により法人の業務を執行する者として指名され、その指名を受諾した理事が行うものとする。

理事の選任は、理事会の決議によるものとし、理事の法人及び第三者に対する責任規定並びに法人に対する責任の制限に関する規定を設ける。

(ウ) 監事

監事は、法人の業務（会計に関する事項を含む）を監査するものとし、監査の実効性を確保するための権限を法定する。また、法人及び第三者に対する責任等について、理事の場合と同様の規律を置く。

「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」における ガバナンスに係る指摘事項と主な規定ぶりについて

	一般社団法人・一般財団法人 に関する法律	医療法
<p>【社団形態の非営利法人のガバナンス】</p> <p>(ア) 社員総会</p> <p>社団法人は、社員を基礎とする団体であるから、社員の集合である社員総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議できることとする。ただし、個々の法人の判断により、定款で、社員総会の権限を限定し、法人の合理的な運営を委ねる機関として、株式会社の取締役会と同様の権限を有する理事会を設けることも可能とする。</p>	<p>第三十五条 社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第四十八条の三</p> <p>7 社団たる医療法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によつて行う。</p>
<p>(イ) 理事</p> <p>理事は、法人の業務の決定及び執行を行う。その選解任は、社員総会の決議による。理事は、各自法人を代表するが、理事が複数いるときは、代表理事を定めることも可能とする。</p>	<p>第六十三条 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十条 役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七十七条 理事は、一般社団法人を代表する。ただし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第四十六条の二 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くをもつて足りる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四十六条の三 医療法人（次項に規定する医療法人を除く。）の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。</p> <p>2 (略)</p>

また、民法は理事の法人又は第三者に対する責任を明定していないが、法人運営の適正を確保するため、理事の法人又は第三者に対する責任規定を設けることとする。

さらに、他の理事によって理事の法人に対する責任が不問に付され、法人の利益が害されることを防ぐため、株式会社制度と同様の社員による代表訴訟制度を新たに設けることとする。

第百十一条 理事、監事又は会計監査人（以下この款及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3（略）

第百十七条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2（略）

第二百七十八条 社員は、一般社団法人に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、設立時社員、設立時理事、役員等（第百十一条第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。）又は清算人の責任を追及する訴え（以下この款において「責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該一般社団法人に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2～7（略）

ただし、理事による法人運営が萎縮したり、理事の人材の確保が困難になることを防止する観点から、理事の法人に対する責任制限に関する規定を設ける方向で検討する必要がある。その際、報酬の有無や常勤・非常勤の別に配慮するものとする。

第一百十二条 前条第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

第一百十三条 前条の規定にかかわらず、役員等の第一百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第十五条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表理事 六

ロ 代表理事以外の理事であって外部理事（一般社団法人の理事であって、当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。以下この章において同じ。）又は使用人でなく、かつ、過去に当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人となることがないものをいう。以下この款及び第三百一条第二項第十三号において同じ。）でないもの 四

ハ 外部理事、監事又は会計監査人 二

2～4（略）

ただし、理事による法人運営が萎縮したり、理事の人材の確保が困難になることを防止する観点から、理事の法人に対する責任制限に関する規定を設ける方向で検討する必要がある。その際、報酬の有無や常勤・非常勤の別に配慮するものとする。（再掲）

第百十四条 第百十二条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、第百十一条第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）によって免除することができる旨を定款で定めることができる。

2～5（略）

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、外部役員等（外部理事、外部監事（一般社団法人の監事であつて、過去に当該一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人となつたことがないものをいう。第三百一条第二項第十四号において同じ。）又は会計監査人をいう。以下この条及び同項第十二号において同じ。）の第百十一条第一項の責任について、当該外部役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2～5（略）

また、濫訴防止の観点から、代表訴訟の制限に関する規定についても、株式会社制度と同様の検討を行う必要がある。

(ウ) 監事

監事は、法人の業務（会計に関する事項を含む）を監査するものとし、監査の実効性を確保するための権限を法定する。また、監事の選解任、法人及び第三者に対する責任、社員による代表訴訟、監事の法人に対する責任の制限等について、理事の場合と同様の規律を置く。

第二百七十一条 一般社団法人等の組織に関する訴えであつて、社員が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該一般社団法人等の組織に関する訴えを提起した社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該社員が理事、監事又は清算人であるときは、この限りでない。

2 (略)

3 被告は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

第二百七十七条 一般社団法人等の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

(監事の権限)

第九十九条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3・4 (略)

(理事への報告義務)

第一百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）に報告しなければならない。

第四十六条の四

7 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 医療法人の業務を監査すること。
- 二 医療法人の財産の状況を監査すること。
- 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。

五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

監事は、法人の業務（会計に関する事項を含む）を監査するものとし、監査の実効性を確保するための権限を法定する。また、監事の選解任、法人及び第三者に対する責任、社員による代表訴訟、監事の法人に対する責任の制限等について、理事の場合と同様の規律を置く。（再掲）

（理事会への出席義務等）

第百一条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第九十三条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

3（略）

（社員総会に対する報告義務）

第百二条 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）

第百三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

六（略）

七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

監事は、法人の業務（会計に関する事項を含む）を監査するものとし、監査の実効性を確保するための権限を法定する。また、監事の選解任、法人及び第三者に対する責任、社員による代表訴訟、監事の法人に対する責任の制限等について、理事の場合と同様の規律を置く。（再掲）

（監事設置一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表）

第一百四条 第七十七条第四項及び第八十一条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置一般社団法人を代表する。

2（略）

（監事の報酬等）

第一百五条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

2・3（略）

（費用等の請求）

第一百六条 監事はその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

第六十三条 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2（略）

監事は、法人の業務（会計に関する事項を含む）を監査するものとし、監査の実効性を確保するための権限を法定する。また、監事の選解任、法人及び第三者に対する責任、社員による代表訴訟、監事の法人に対する責任の制限等について、理事の場合と同様の規律を置く。（再掲）

【財団形態の非営利法人のガバナンス】

（ア）評議員及び評議員会

評議員会は、3人以上の評議員により構成され、理事の解任、監事の選解任、計算書類の承認など法律で定める事項に限り、決議を行う機関とする。また、評議員の選解任は、評議員会の決議によるものとする。

第七十条 役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2（略）

※ 法人及び第三者に対する責任、社員による代表訴訟、監事の法人に対する責任の制限等について、理事の場合と同様の規定あり。

第一百七十三条

3 評議員は、三人以上でなければならない。

第一百七十六条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2（略）

第一百七十八条

2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3（略）

第一百五十三条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

八 評議員の選任及び解任の方法

2・3（略）

※ 定款にて、評議員の選任及び解任は評議員会において行う旨を記載。

第四十九条

2 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員（第四十六条の二第一項ただし書の認可を受けた医療法人にあつては、三人以上の評議員）をもつて、組織する。

3～8（略）

第四十九条の二 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 事業計画の決定又は変更

三 寄附行為の変更

四 合併

五 第五十五条第三項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散

六 その他医療法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

(イ) 理事及び理事会

理事会は、3人以上の理事により構成され、法人の業務執行の意思決定を行うものとする。また、理事会の決議によって代表理事を選任することとし、法人の業務の執行は、①代表理事、②理事会の決議により法人の業務を執行する者として指名され、その指名を受諾した理事が行うものとする。

第百七十七条 前章第三節第三款（第六十四条、第六十七条第三項及び第七十条を除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人の選任及び解任について準用する。（以下略）

第六十五条

3 理事会設置一般社団法人においては、理事は、三人以上でなければならない。

第百九十七条 前章第三節第四款（第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。）、第五款（第九十二条第一項を除く。）、第六款（第一百四十二条第二項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。（以下略）

第九十条

3 理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない。

4・5（略）

第九十一条 次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

- 一 代表理事
- 二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの

2（略）

第四十六条の二 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置くをもつて足りる。

2・3（略）

第四十六条の三 医療法人（次項に規定する医療法人を除く。）の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

2（略）

理事の選任は、理事会の決議によるものとし、理事の法人及び第三者に対する責任規定並びに法人に対する責任の制限に関する規定を設ける。

第一百七十七条 前章第三節第三款（第六十四条、第六十七条第三項及び第七十条を除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人の選任及び解任について準用する。（以下略）

第六十三条 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。
2 （略）

第九十八条 前章第三節第八款（第一百七十二条第二項第一号ロを除く。）の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。（以下略）

→ 一般社団法人と同様に、理事の法人及び第三者に対する責任規定並びに法人に対する責任の制限に関する規定が準用される。

（ウ） 監事

監事は、法人の業務（会計に関する事項を含む）を監査するものとし、監査の実効性を確保するための権限を法定する。また、法人及び第三者に対する責任等について、理事の場合と同様の規律を置く。

第九十七条 前章第三節第四款（第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。）、第五款（第九十二条第一項を除く。）、第六款（第一百四十二条第二項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。（以下略）

→ 一般社団法人と同様に、監査の実効性を確保するための権限に関する規定が準用される。

※ 法人及び第三者に対する責任、監事の法人に対する責任の制限等について、理事の場合と同様の規定あり。

第四十六条の四

- 7 監事の職務は、次のとおりとする。
- 一 医療法人の業務を監査すること。
 - 二 医療法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。
 - 五 （略）

監事は、法人の業務（会計に関する事項を含む）を監査するものとし、監査の実効性を確保するための権限を法定する。また、法人及び第三者に対する責任等について、理事の場合と同様の規律を置く。（再掲）

- 六 財団法人たる医療法人の監事にあつては、第四号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。